

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年7月27日(2020.7.27)

【公表番号】特表2018-518479(P2018-518479A)

【公表日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-026

【出願番号】特願2017-563030(P2017-563030)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/04 (2006.01)

A 6 1 K 8/11 (2006.01)

A 6 1 K 8/92 (2006.01)

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

A 6 1 K 8/73 (2006.01)

A 6 1 Q 13/00 (2006.01)

A 6 1 Q 5/02 (2006.01)

A 6 1 Q 19/10 (2006.01)

A 6 1 Q 5/12 (2006.01)

C 1 1 B 9/00 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 8/04

A 6 1 K 8/11

A 6 1 K 8/92

A 6 1 K 8/81

A 6 1 K 8/73

A 6 1 Q 13/00 1 0 2

A 6 1 Q 5/02

A 6 1 Q 19/10

A 6 1 Q 5/12

C 1 1 B 9/00 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年6月9日(2020.6.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 0

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 0】

本発明によれば、バイオポリマーは、様々な特性を有する様々な官能基に化学的にグラフトするように化学誘導体化によって修飾されていない。一例として、カルボキシメチルセルロース(CMC)は本発明によるバイオポリマーではない。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つのマイクロカプセルを含むコア-シェルマイクロカプセルスラリーであ

って、

a) 油性コア；

b) アニオン性または両親媒性バイオポリマーの存在下で界面重合により形成されたポリマーシェル；および

c) カチオン性ポリマーを含むコーティング

を有し、

前記スラリー中の前記バイオポリマーと前記カチオン性ポリマーとの間の質量比が0.2～2.0であり、

前記バイオポリマーは、様々な特性を有する様々な官能基に化学的にグラフトするように化学誘導体化によって修飾されていない、

前記スラリー。

【請求項2】

前記スラリー中の前記バイオポリマーと前記カチオン性ポリマーとの間の質量比が0.5～2.0である、請求項1記載のスラリー。

【請求項3】

前記アニオン性または両親媒性バイオポリマーが、アラビアガム、大豆タンパク質、カゼインナトリウム、ゼラチン、ウシ血清アルブミン、シュガービートペクチン、加水分解大豆タンパク質、加水分解セリシン、擬似コラーゲン、ヒアルロン酸とアルブミンと硫酸デキストランとの混合物、加水分解小麦グルテンとCeratoniasiliqua(Carob)ガムとアクアとデキストラン硫酸ナトリウムとビス-ヒドロキシエチルトロメタミンとフェノキシエタノールとエチルヘキシルグリセリンとの混合物、アラビアガムと糖タンパク質とグルタミン酸とパリンとスレオニンとアクアとフェノキシエタノールとエチルヘキシルグリセリンとメタ重亜硫酸ナトリウムとの混合物およびそれらの混合物からなる群から選択される、請求項1または2記載のスラリー。

【請求項4】

前記カチオン性ポリマーが、ジメチルジアリルアンモニウムクロリドホモポリマー、ジメチルジアリルアンモニウムクロリドとアクリルアミドとのコポリマー、ヒドロキシエチルセルロースのヒドロキシプロピルトリメチルアンモニウムクロリドエーテル、ポリビニルピロリドンとジメチルアミノエチルメタクリレートとの四級化コポリマー、グアーヒドロキシプロピルトリメチルアンモニウムクロリド官能化多糖、四級化キトサン、四級化タンパク質、コラーゲン、ケラチン、アミノシリコーンならびにそれらの混合物からなる群から選択される、請求項1から3までのいずれか1項記載のスラリー。

【請求項5】

前記カチオン性ポリマーが、ラウルジモニウムヒドロキシプロピル加水分解コラーゲン、グアーヒドロキシプロピルトリモニウムクロリド、カチオン性ヒドロキシエチルセルロース、ジアリルジメチルアンモニウムクロリドのカチオン性ホモポリマー、ジアリルジメチルアンモニウムクロリドとアクリルアミドとのカチオン性コポリマー、アクリルアミドプロピルトリモニウムクロリド/アクリルアミドコポリマーおよびそれらの混合物からなる群から選択される、請求項1から3までのいずれか1項記載のスラリー。

【請求項6】

前記油が香料を含む、請求項1から5までのいずれか1項記載のスラリー。

【請求項7】

前記シェルがポリウレア系である、請求項1から6までのいずれか1項記載のスラリー。

。

【請求項8】

前記シェルがポリウレタン系である、請求項1から6までのいずれか1項記載のスラリー。

【請求項9】

請求項1から8までのいずれか1項に規定されたスラリーを乾燥させることによって得られるマイクロカプセル粉末。

**【請求項 10】**

請求項 1 から 8 までのいずれか 1 項に規定されたマイクロカプセルスラリーまたは請求項 9 に規定されたマイクロカプセル粉末の製造方法であって、以下の工程：

a) 少なくとも 2 個のイソシアネート基を有する少なくとも 1 種のポリイソシアネートを油中に溶解して油相を形成する工程；

b) アニオン性または両親媒性バイオポリマーの水溶液を調製して水相を形成する工程；

c) 前記油相を前記水相に加えて水中油型分散液を形成する工程、ここで平均液滴サイズは  $1\ \mu\text{m} \sim 500\ \mu\text{m}$ 、好ましくは  $5\ \mu\text{m} \sim 50\ \mu\text{m}$  である；

d) 界面重合を引き起こしてスラリーの形のマイクロカプセルを形成するのに十分な条件を適用する工程；

e) カチオン性ポリマーを添加する工程；および

f) 任意にカプセルスラリーを乾燥してマイクロカプセル粉末を得る工程

を含み、

前記バイオポリマーと前記カチオン性ポリマーを、前記スラリー中の前記バイオポリマーと前記カチオン性ポリマーとの間の質量比が  $0.2 \sim 20$  となるような量で添加し、

前記バイオポリマーは、様々な特性を有する様々な官能基に化学的にグラフトするように化学誘導体化によって修飾されていない、

前記製造方法。

**【請求項 11】**

工程 d) において、ポリアミンを前記分散液に添加する、請求項 10 記載の方法。

**【請求項 12】**

工程 d) において、ポリオールを前記分散液に添加する、請求項 10 記載の方法。

**【請求項 13】**

工程 d) を追加のポリアミンの不在下で実施する、請求項 10 記載の方法。

**【請求項 14】**

前記油が、前記マイクロカプセルスラリーの全質量に対して  $20\ \text{質量}\% \sim 50\ \text{質量}\%$  の量で添加された香料またはフレーバーを含む、請求項 10 から 13 までのいずれか 1 項記載の方法。

**【請求項 15】**

前記バイオポリマーを、前記マイクロカプセルスラリーの全質量に対して  $0.1\ \text{質量}\% \sim 5\ \text{質量}\%$  の量で使用する、請求項 10 から 14 までのいずれか 1 項記載の方法。

**【請求項 16】**

前記カチオン性ポリマーを、前記スラリーにおいて  $0.1\ \text{質量}\% \sim 5\ \text{質量}\%$  の量で使用する、請求項 10 から 15 までのいずれか 1 項記載の方法。

**【請求項 17】**

付香組成物であって、

(i) 請求項 6 に規定された香料マイクロカプセルスラリーまたは請求項 9 に規定されたマイクロカプセル粉末、その際、前記油は香料を含む；

(ii) 香料担体および付香補助成分からなる群から選択される少なくとも 1 種の成分；および

(iii) 任意に香料補助剤

を含む、前記付香組成物。

**【請求項 18】**

ホームケアまたはパーソナルケア製品の形の消費者製品であって、請求項 6 に規定されたマイクロカプセルスラリー、または請求項 9 に規定されたマイクロカプセルスラリー粉末を含み、前記油が香料、または請求項 17 に規定された付香組成物を含む、前記消費者製品。

**【請求項 19】**

シャンプー、シャワージェル、リンスオフコンディショナーおよび石鹸バーからなる群

から選択される、請求項 18 記載の消費者製品。

【請求項 20】

表面上へのマイクロカプセルの沈着の改善方法であって、前記表面を請求項 17 に規定された付香組成物または請求項 18 に規定された消費者製品で処理することを含む、前記方法。